

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2025 年 7 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2025 年 6 月中旬～2025 年 7 月中旬）

- 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿）
- 反不正競争法

II. 中国法務の現場より

- 訪日外客の構成に思うこと

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025 年 6 月中旬～2025 年 7 月中旬）

◆ 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類弁法（意見募集稿）¹

国家インターネット情報弁公室 2025 年 6 月 13 日公表

1. はじめに

技術の発展に伴い、インターネットは、未成年者の生活に欠かせない存在になっている。2023 年の統計データによれば、中国における未成年インターネットユーザー数は約 1 億 9600 万人に達し、インターネット普及率は 97.3%に及んだ。

未成年者に対するネット上のいじめやインターネット依存といった課題に対応するため、2023 年に中国は未成年者インターネット保護条例²（以下「保護条例」という。）を公布した。保護条例は、中国において初めて未成年者のインターネット保護を目的とした専門的かつ包括的な法律規程であり、国家インターネット情報弁公室および関連部門に対し、未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報の具体的な種類、範囲、判断基準、表示方法に関する規定の策定を求めている³。

これに関し、2025 年 6 月 13 日、国家インターネット情報弁公室は、保護条例の実施を徹底し、インターネット上での未成年者の保護を一層強化し、未成年者の正当な権益を守るため、「未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのあるネット情報分類弁法」の意見募集稿（以下「本意見募集稿」という。）を公表した。あくまで意見募集の段階のものであるが、インターネット上の情報からの未成年者保護は重点的な政策となっており、本意見募集稿はその一端を示すものといえることから、以下ではその要点に絞って紹介する。

2. 要点

（1）不良情報の分類

本意見募集稿は、保護条例第 23 条第 2 項の要請にこたえるため、未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報を明確に定義、分類している。

保護条例の第 3 章においては、インターネット上の情報に関する規定が明記されており、わいせつ、ポルノ、暴力、カルト、迷信、賭博、自傷・自殺の誘引、テロリズム、分離主義、過激主義といった、未成年者の心身の健康を害する内容を含む違法情報の制作、複製、発信、拡散を禁止している⁴。

さらに、上記違法情報に該当しなくても、未成年者による不安全な行動の模倣、社会的道徳に反する行為の実行、極端な感情の引き起こし、好ましくない嗜好の形成を誘発するおそれのある情報については、当該情報を制作・複製・発信・拡散する組織または個人が、情報の表示に先立ち、明確な形で警告表示を行う義務を負うと定めている⁵。

¹ 「可能影响未成年人身心健康的网络信息分类办法（征求意见稿）」

² 「未成年人网络保护条例」

³ 保護条例第 23 条第 2 項

⁴ 保護条例第 22 条第 1 項、第 2 項

⁵ 保護条例第 23 条第 1 項

本意見募集稿において、未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報の定義⁶を明確にしたうえ、これに該当する情報を以下5種類に分類している。

- 未成年者による不良行為の模倣や実施を引き起こす、または誘導する情報⁷
- 未成年者の価値観に悪影響を与える情報⁸
- 未成年者のイメージを不適切に利用する情報⁹
- 未成年者の個人情報 を不適切に開示・使用する情報¹⁰
- 未成年者のインターネット依存を助長する情報¹¹

なお、それぞれの典型例は以下のとおりである。

カテゴリー	典型例（下記内容を含む情報）
未成年者による不良行為の模倣や実施を引き起こす、または誘導する情報	• 性的な内容、いじめや差別、対立や争いをあおる内容、危ない行動を真似させる内容、汚い言葉や悪いネット用語を含む情報 • タバコ・お酒・暴飲暴食・タトゥー・カンニング・いじめ・学校サボリ・ネット配信やお金の無駄遣い・不適切な推し活または友だちづきあいなどを推薦する内容を含む情報 • その他未成年者による不良行為の模倣や実施を引き起こす、または誘導する情報
未成年者の価値観に悪影響を与える情報	• 生命を軽視する考え方や自己否定的な考え方、歪んだ世界観・人生観・価値観、贅沢や享楽等不良な価値観、異常な美意識や低俗・猥褻な文化、迷信や偽科学、未成年の早期交際、「勉強は無意味」などの誤った教育観等の宣伝 • その他公序良俗および社会倫理に反する不適切な価値観を含む情報
未成年者のイメージを不適切に利用する情報	• 未成年者に年齢不相応な言動を促す • 未成年者のイメージを不適切な価値観や言動の演出に使用したり、未成年に相応しくない商品の宣伝に利用したりする • 未成年者を悪ふざけや炎上目的で使ったり、長時間の動画出演で生活に悪影響を与えたりする • 未成年者の品行や道徳を試し、不良行為や感情を過度に強調する • 未成年者の違法・犯罪行為を歪曲・煽動する • その他不適切なイメージ利用
未成年者の個人情報 を不適切に開示・使用する情報	• 保護者の同意なしに、未成年者の学習や生活の様子など、プライバシーに関わる情報を不適切に公開する • 未成年者に対して、自分や他人の個人情報を漏らすよう誘導する • その他、未成年者の個人情報を不適切に開示・利用する行為
未成年者のインターネット依存を助長する情報	• 未成年者に対して、ゲームの未成年者モードを回避する方法を教える • 未成年者に対して、ゲームのプレイ代行やチャットサービスを提供または求める • その他未成年者のインターネット依存を助長する情報

(2) 提供者の責任

本意見募集稿において、インターネット製品とサービスの提供者（以下「提供者」という。）に対

⁶ 本意見募集稿第2条。未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報とは、未成年者の心身の健康を害する内容を含む違法情報を除き、インターネットを通じて配信・拡散される情報のうち、未成年者による不安全な行動の模倣、社会的道徳に反する行為の実行、極端な感情の引き起こし、好ましくない嗜好の形成を誘発するおそれのある情報である。

⁷ 本意見募集稿第3条

⁸ 本意見募集稿第4条

⁹ 本意見募集稿第5条

¹⁰ 本意見募集稿第6条

¹¹ 本意見募集稿第7条

して、いくつかの規制内容が定められ、基本的に保護条例の方針と一致している¹²。これらの規制について、特に注目すべきポイントは以下のとおりである。

ア 警告表示義務

提供者は、利用者に対し、明確な警告表示を設定できるようにする機能を提供するとともに、当該警告表示を行うよう利用者を誘導することが定められている¹³。

保護条例では、未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報について、その情報の表示前に明確な警告表示を行うことが求められているが、本意見募集稿においては、具体的な警告表示方法を定め、テキスト・音声・画像・動画など、異なる場面において、警告表示の箇所や表示方法を明記した¹⁴。

イ 重要画面における未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報の表示禁止

保護条例と同じように、ホーム画面、ポップアップ、ランキング、推薦コンテンツなど、ユーザーの目に留まりやすい場所において、未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報の表示が禁止されている¹⁵。

ウ 人工知能・アルゴリズム推薦に対する規制強化

アルゴリズムによる推薦や生成系人工知能に関するサービスの提供者は、未成年者に不適切な情報が届かないよう、技術的な管理措置を講じることが義務化されている¹⁶。

保護条例は、提供者が、未成年者に対して自動化された意思決定手段を用いた商業的マーケティングを行ってはならないことを規定している¹⁷。人工知能技術の進展により、AIがネット空間で果たす役割がより重要になっている現状を踏まえ、本意見募集稿では、人工知能を使用することについて健全で安全な管理制度や技術上の措置を構築し、未成年の心身に不健康な情報の伝達を防ぐべきことが規定されている¹⁸。

エ 未成年者向けネット製品やサービスへの表示制限

未成年者向けネット製品やサービス内において、未成年者の心身の健康に影響を及ぼすおそれのある情報が一切表示されないよう、特別なフィルタリング対策が義務付けられている¹⁹。

◆ 反不正競争法²⁰

全国人民代表大会常務委員会 2025 年 6 月 27 日公布 2025 年 10 月 15 日施行

1. はじめに

2025 年 6 月 27 日、第十四期全国人民代表大会常務委員会第十六回会議において、新たに改正された反不正競争法（以下「本改正法」という。）が可決された。本改正法は 2025 年 10 月 15 日より施行される。

¹² 保護条例第 24 条

¹³ 本意見募集稿第 9 条第 1 項

¹⁴ 本意見募集稿第 9 条第 1 項 1 号～4 号

¹⁵ 本意見募集稿第 10 条第 1 項、保護条例第 24 条第 2 項

¹⁶ 本意見募集稿第 10 条第 1 項

¹⁷ 保護条例第 24 条第 3 項

¹⁸ 本意見募集稿第 10 条第 2 項

¹⁹ 本意見募集稿第 10 条第 3 項、保護条例第 24 条第 1 項

²⁰ 「反不正当竞争法」

反不正競争法は、1993年に施行され、中国における公正な競争の促進、市場競争秩序の規範化および市場経済の健全な運営を目的とした基盤的な法律である。反不正競争法は、これまでに2017年および2019年の2度にわたって改正されており、今回の改正は3回目となる。

本改正法は、総則、不正競争行為、不正競争と疑われる行為の調査、法的責任および附則の五章から構成される。改正の要点は以下のとおりである。

2. 要点

(1) 不正競争行為について

ア 混同行為保護対象範囲の拡大

従来の反不正競争法（以下「**現行法**」という。）において混同行為に関する規制はすでに設けられており、現行法第6条に、（1）商品名称・包装・装飾、（2）企業名・団体名・氏名、（3）ドメイン名・ウェブサイト名・ウェブページが混同行為の保護対象として列挙されている。ただし、デジタル経済の進展により混同行為の形態は多様化し、アプリアイコン、アカウント名称の混同による消費者に誤認を生じさせる事例が多発しているため、アカウントやアプリ名なども、列挙により明確に保護対象とする必要がある。

2024年5月6日、国家市場監督管理総局が「インターネット不正競争防止暫定規定」（以下「**暫定規定**」という。）²¹を公表し、同規定で、アプリ、ネットショップ、クライアントソフト、ミニプログラム、公式アカウント、ゲーム画面などのページデザイン、名称、アイコン、形状、ネット上の通称、記号、省略名などを保護対象となる標識の範囲に含めた²²。本改正法では、暫定規定の内容を取り入れ、混同行為に関する規制内容が大幅に修正された。本改正により、他人に一定の影響を有するネットネーム、ニューメディアアカウント名、アプリ名またはアイコンが法定の保護対象に含められ、他人の登録商標や未登録の著名商標を、企業の商号として無断で使用することも混同行為に該当する可能性があるとして新たに定められた²³。

また、オンライン広告の宣伝においては、企業が自社の検索順位を上げるために、自社と関連する検索キーワードを設定しているが、中には、自社の露出度を高める目的で、他の著名企業の名称や商号等を意図的に利用し、消費者を誤認させる企業も存在している。このような実情を踏まえ、検索キーワードの設定を通じて混同を引き起こす行為の制限も新たに追加された。他人の商品名・企業名、登録商標、未登録の著名商標などを検索キーワードとして設定し、消費者に他人の商品や、他人と特定の関係があると誤認させる行為は、混同行為に該当するとして禁止されている²⁴。

イ 商業賄賂に関する規制

現行法では、取引機会や競争上の優位を得る目的で、①取引相手の職員、②取引相手の委託を受け、関連業務を行う単位（組織）または個人、③取引に影響を与える単位または個人に贈賄を行うことが禁止されているが²⁵、本改正により、反不正競争法上、商業賄賂を受け取った側も規制の対象になることが明確にされた（刑法上は商業賄賂を受け取ることが刑罰の対象となることは既に明確化されている）²⁶。

²¹ 「网络反不正当竞争行为暂行规定」

²² インターネット不正競争防止暫定規定第7条第1項3号～4号

²³ 本改正法第7条第1項2号～3号、本改正法第7条第2項

²⁴ 本改正法第7条第2項

²⁵ 現行法第7条

²⁶ 本改正法第8条第2項

また、商業賄賂の罰則も修正され、賄賂を受け取った側への処罰が追加されるほか、罰金の上限が300万円から500万円に引き上げられた²⁷。さらに、商業賄賂に関する個人責任が追加され、経営者の法定代表者など、賄賂の実施に個人的責任を負う者、または賄賂を受け取った個人に対しては、監督検査部門が不正に得た所得を没収し、100万円以下の罰金を科すことができることが定められた。

ウ インターネット上の不正競争への法的対応強化

自らの競争者の経営を妨害するため、ネット通販において、経営者の間では「反向刷単行為（他人の商品を大量に購入し、低評価をつけること）」のような行為が頻繁に発生している。これに対して、改正法では、プラットフォームのルールを濫用し、直接または他人に指示し、他の経営者に対して虚偽取引、虚偽評価、悪意ある返品などの行為を行い、他の経営者の合法的権益を損ない、市場競争秩序を乱す行為を禁止することが明確化された²⁸。

また、データの価値が日々高まることにより、データはすでに一種の無形資産として認識されている。このような状況を踏まえ、本改正法において、不正手段により、他の経営者が合法的に保有するデータを取得・使用し、市場競争秩序を乱す行為の禁止規定が設けられた²⁹。

エ 原価以下での販売を強制する行為について

大型プラットフォームがユーザーを引きつけるために、内部の経営者に対して原価を下回る価格での販売を強制する事例がよく見られるが、長期的に見れば、これは企業のコンプライアンス管理や品質管理水準の低下を招き、プラットフォーム内の中小経営者および労働者の権益を損なうだけでなく、低レベルで無秩序な競争を助長するおそれがある。

このような行為を是正するため、改正法では、プラットフォーム経営者がプラットフォーム内の経営者に対して、原価を下回る価格で商品を販売することを強制する行為またはそれに類似する行為を禁止し、市場競争秩序の混乱を防止する旨の規定を新たに設けている³⁰。

オ 優越的地位の濫用に関する新たな規定

「二者択一」³¹について、これまでは独占禁止法における市場支配的地位の濫用の規定によって取り締まっていた。しかし、「市場支配的地位」の認定のハードルが高いため、その基準に達していない経営者がこれらの行為を実施したとしても、規制の対象外になっていた。

2022年の「反不正競争法（意見募集稿）」では「相対的優越地位の濫用」が提案され、今回の改正法で「優越的地位の濫用」がようやく正式に法律に取り入れられた。

改正法では第15条を新設し、市場支配的地位を持たない大企業による、中小企業の利益を損なうような行為を直接規制した。本条は独占禁止法上の「市場支配的地位の濫用」と違い、「市場支配的地位」を必要要件としていない。そのため、大企業が資金・技術などの優位性を利用して、中小企業に対して明らかに不合理な支払い期限、方法、条件、違約責任などの取引条件を押

²⁷ 本改正法第24条第1項、第2項

²⁸ 本改正法第13条第4項

²⁹ 本改正法第13条第3項

³⁰ 本改正法第14条

³¹ 二者択一（二选一）とは、プラットフォーム経営者が内部の経営者に対し競合他社のプラットフォームで出店などをしないように要求する行為である。

し付けたり、サービス費用などの支払いを遅らせたりすることは違法になる。

(2) 調査制度について

本改正法において、下記調査制度が追記された。

まず、不正競争行為の調査に関して、主管部門が関係責任者に対して面談を行うことができるようになった³²。

そして、プラットフォーム経営者の内部の公正競争秩序に対する積極的管理責任が確定され、プラットフォーム経営者は、①プラットフォーム内部の公正競争ルールの制定及び不正競争の通報・苦情処理・紛争処理の仕組みの構築、②内部の経営者による不正競争行為が発見された際の証拠保存と主管部門への報告が求められている³³。

執筆担当：章 必然

³² 本改正法第18条

³³ 本改正法第21条

II. 中国法務の現場より

◆ 訪日外客の構成に思うこと

日本政府観光局（JNTO）の統計によると、2024 年の訪日外客数は、合計で約 3,687 万人であった³⁴。国・地域の内訳をみると、韓国からの訪日が最多で約 882 万人（23.9%）、次いで中国³⁵が約 698 万人（18.9%）、台湾が約 604 万人（16.4%）、香港が 268 万人（7.3%）となっている。これらの東アジアの国・地域を合計すると、訪日外客全体の 66.5%を占める。

日本に住む筆者の肌感覚としても、韓国系や中国系の観光客が非常に多いと感じる。都内はもちろんのこと、出張等で訪れる地方都市においても、中国語が飛び交っているのはもはや日常的な光景といえるのではないかと思うほどである。

他方で、韓国・台湾と中国の人口の違いを勘案すると、中国から日本を訪れる人の割合は決して高いものではないとも考えられる。これは、各国・地域の居住者が日本に対して抱いている印象の違いによるものであるとも考えられる。

日本に居住している外国人の友人に話を聞くと、日本に来た理由の多くは「日本が好きだから」というものであり、特に日本のアニメ等のコンテンツをきっかけに日本が好きになったという人が多い。同様に、韓国系アイドルを好きになったことがきっかけで韓国に好印象を持つ日本の若者も増えている印象がある。

他国に対する印象というのは、国家の教育方針や報道によって基礎づけられる部分が大きいことは否めず、この部分に関与する権限がない者にできることはほとんどない。もっとも、民間でのコンテンツ流通については、様々な形で関与、貢献することができる分野である。日本の良質なコンテンツが中国で広く受け入れられるように、これからも業務を通じて良好な日中関係の構築に寄与していきたいと思う。

また、コンテンツとはいえないかもしれないものの、筆者は趣味で「ガチ中華」巡りをしていることから、「ガチ中華」の良さを友人・知人に広めることにより、「中国に対して好印象を持つ日本人」を増やす活動もコツコツと続けていこうと思う。

執筆担当：中城 由貴

³⁴ 出典は JNTO ウェブサイト。以下同じ。

<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition>

³⁵ 国・地域の区分については JNTO ウェブサイトの区分に依拠している。JNTO における統計の便宜等の関係で、香港を含まないものと解される。

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2025 年 6 月号	- 医療広告監督管理ガイドライン - ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿）	- EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展 - 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 - ラプブの背景にある中国のグッズ経済
2025 年 5 月号	- 中華人民共和国民営経済促進法 - 営業秘密保護規定（意見募集稿）	上海における電気自動車の普及
2025 年 4 月号	- 顔識別技術応用安全管理弁法 - 企業経営異常名簿管理弁法及び企业公示情報抜取検査弁法の改正	- 中国における生成 AI 規制 - 中国が米インフレ削減法を WTO 提訴している事案の進展 - 流砂の歩き方を学ぶ
2025 年 3 月号	- 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿）	日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流
2025 年 2 月号	- 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 - 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン	AI とうまく付き合う法
2025 年 1 月号	- 中華人民共和国増値税法 - 水平型事業者集中審査ガイドライン - 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）	最近感じた傾向と中国ビジネスの展望
2024 年 12 月号	- 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 - モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン	日中間の入国手続の緩和
2024 年 11 月号	- 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 - 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定	【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 - 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト - 中国「双十一」セールにおける 3 つの変化

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
<u>2024 年 10 月号</u>	- ネットワークデータ安全管理条例 - 最高人民法院による〈中華人民共和國民法典〉の不法行為編の適用に関する解釈（一）	- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 - 標準契約条項の届出実務を振り返って
<u>2024 年 9 月号</u>	- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 - インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン - 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）	【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 - 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） - 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道
<u>2024 年 8 月号</u>	- 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） - 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）	初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
<u>2024 年 7 月号</u>	- 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 - 会社法適用の時的効力に関する若干規定	- 登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定 - 競業避止義務と営業秘密保護について

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2025 年 7 月 31 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール/シドニー※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による